

西尾市事務事業評価シート

事務事業No.	6		事務事業名 (中事業名)	税制事務 (軽自動車税賦課事務)					
予算科目	02	02	01	大事業	02	中事業	02	担当課名	税務課
総合計画施策コード	645			事務開始年度	昭和33年度			備考	
根拠法令等	地方税法第442条の2及び市税条例第80条						作成月	令和3年9月	

事業の概要

●事業の内容【PLAN】

事業の目的 (どうするために)	課税標識の交付と、軽自動車税を賦課することによる税収の確保を目的とする。
事業の対象 (誰(何)のために)	軽自動車等を所有する市民
事業の概要 (具体的に何を)	軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の所有者に対して、軽自動車税を賦課する。また、原付等(原動機付自転車及び小型特殊自動車)の所有者に対し、課税標識の交付等を行う。

●事業費の内訳【DO】

項目	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
事業費①	9,096,368円	9,615,235円	9,142,000円	
事業にかかる人工	2.80人	2.80人	2.80人	
事業にかかる人件費②	20,125,162円	20,346,066円	20,391,778円	
総事業費③(①+②)	29,221,530円	29,961,301円	29,533,778円	
総事業費の内訳③	使用料・手数料	0円	0円	0円
	国からの支出金	0円	0円	0円
	県からの支出金	0円	0円	0円
	市費	29,220,330円	29,960,601円	29,532,778円
	その他 弁償金等	1,200円	700円	1,000円
R2 総事業費③の対前年度差額	739,771円	R2 総事業費③の対前年度比率	2.53%	
事業費の増減理由 (対前年度比10%超の場合記入)				
事業費の中の 主な支出項目 (R2決算額)	項目	概要		金額
	通信運搬費	納税通知書、納税証明書(口座)等の郵送料		5,228,000円
	負担金	課税資料収集業務分担金、県外転出車両課税資料収集業務分担金、車両情報収集負担金他		3,194,847円
	印刷製本費	納税通知書、納税証明書(口座)		839,828円

●指標の設定【DO】

(事業の実施にあたり、どれだけの成果(成果指標)を得るために、どれだけの活動(活動指標)をするか。)

成果指標	○事業で得たい成果を示すもので、受益者(市民)の観点から捉えた具体的な効果や効用(アウトカム)事業の目的						
	具体的な指標	軽自動車等賦課による税額					
	指標の推移	令和元年度	単位	令和2年度	単位	令和3年度	単位
	目標値	470,811,000	円	488,983,000	円	496,218,000	円
	実績値	480,806,398	円	496,067,338	円	*****	
活動指標	○事業全体の結果を示すもので、具体的な活動量や活動実績(アウトプット)						
	具体的な指標	軽自動車等賦課台数					
	指標の推移	令和元年度	単位	令和2年度	単位	令和3年度	単位
	目標値	70,355	台	70,775	台	69,638	台
	実績値④	70,688	台	70,568	台	*****	
活動一単位当たりのコスト(③÷④)		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		413円		425円		*****	

●担い手の点検と事業の終期【DO】

事業の委託状況	委託していない	委託の内容	-
事業の終了時期	未定	事業の終了時期が未定の場合、事業の抜本的な見直し時期	未定
事業の終了時期が未定の場合の理由	地方税法に基づき、今後も軽自動車税の賦課をする必要があるため		

評 価

●個別評価【CHECK】 ◎:適正 ○:概ね適正 △:適正ではない -:いずれにも該当しない

評価項目	評価項目		評価	評価項目		評価
	妥当性	有効性		効率性	公平性	
妥当性	市が関与することが適切か(委託・民営化は不可能)		○	単位コストは、前年を下回っているか	△	
	国・県・市・民間との役割は適切か		◎	事業実績や目的に対して費用がかかりすぎているか	○	
	変化する社会情勢の中で、事業の意義は失われていないか		—	委託等、手段を変更してもコスト削減は期待できないか	○	
	事業に対する市民ニーズを把握しているか		—	事務の手段を工夫しても業務時間は短縮できないか	○	
有効性	事業の目的は達成できているか		◎	受益者に偏りはないか	—	
	事務を継続することで、成果の向上が期待できるか		—	受益者負担を求めている、また、求めている状況は適切か	—	
	事務成果が上位施策の目標達成に貢献しているか		◎	受益者負担の割合は適切か	—	
	他市町村と比べて上位に位置しているか		—	サービスの提供方法に公平性を欠いていないか	—	
評価の総合的なコメント	当該事務は、地方税法をはじめ関係法令に詳細が規定されているものであって、事務の実施においては自由度が極めて低いが、コスト面で改善の余地があると思われる。					
事業の方向性	(評価)	1 今後も、ほぼ現行どおり(事業の内容・規模・手法)進める				
	(理由)	今後も関係法令に基づき継続実施するが、コスト面においては、データ入力方法の変更及びRPAの導入等、手法を検討することで改善の余地がある。				
民間委託又は市民協働拡大の方向性	課税標識の交付及び軽自動車税減免の手続きなど窓口受付業務を民間委託することは可能であるが、コスト面から軽自動車税賦課事務単独ではその効果が低い。					
事業全体の課題	コストダウンを図りつつも事務の効率を上げ、市民サービスの向上に努めていくため、RPAをはじめとしたより良い手法を模索することが課題である。					

●近隣の状況【CHECK】

同類事業の近隣市の実施状況	近隣市も同様の事務を行っている。
---------------	------------------

●参考意見等【CHECK】

市民サービス向上に向けた意見等	なし
-----------------	----

●改善案【ACTION】

今後の改善策	標準準拠システムへの移行、共通納税、軽OSS、軽JNKSの開始等、今後の動向を見極めつつ、コスト削減のため、納税証明書等の発送を含め、従来のやり方からの変更及びRPAの導入等の手法を検討していく。
--------	--